

博士学位論文審査要旨

2014年7月8日

論文題目： 現代ユダヤ思想における神権政治をめぐる論争
— ブーバー、ヴァイルレル、ラヴィツキーの理解を中心に —

学位申請者： 平岡 光太郎

審査委員：

主査： 神学研究科 教授 水谷 誠
副査： 神学研究科 教授 越後屋 朗
副査： 明治学院大学准教授 高木 久夫

要 旨：

本論文は紀元 70 年以降 1948 年にいたるまで国土と一体の統治機構を持たなかったユダヤ人の政治との関わりの問題を「神権政治」概念に焦点を置いて考察し、現代イスラエルにおける宗教と国家ないしは宗教と政治をめぐる争点の一側面を明らかにしようとするものである。

序章においてヨセフス以来の「神権政治」の概念史を見た後、第一章は、20 世紀ユダヤの思想家マルティン・ブーバーを取り上げ、彼が「神の霊」に導かれた政治の可能性に言及した意義を考察する。そうしたユートピア的主張が支配者の神格化に至る危険性と、人間による支配の問題に対する「批判的原理としての神権政治」の意義がともに指摘される。

第二章では、20 世紀後半におけるこの概念をめぐる論争の只中にあったゲルシオン・ヴァイルレルとアヴィエゼル・ラヴィツキーが紹介される。急進的世俗主義と穏健的宗教シオニズムという、両者の相異なる視座を明確にするために、第三章から第六章では、神権政治を考察した三人の古典的思想家を取り上げ、ヴァイルレルとラヴィツキーが彼らをどのように理解したのかを明らかにする。すなわち、ユダヤのルネッサンス政治思想を代表する 15 世紀のイツハク・アバルヴァネル、12 世紀のラビでハラハーとユダヤ哲学の双方における高峰とされるモシェ・ベン・マイモン（マイモニデス）、17 世紀アムステルダムのポルトガル系シナゴグから破門された最初の世俗的ユダヤ人、バルーフ・デ・スピノザの三者である。

第三章では、日本では思想家として取り上げられてこなかったアバルヴァネルについて、その生涯の概説、ならびにその聖書註解の一部訳出・解題がなされる。第四章では、離散からの「贖い」は天から到来するというアバルヴァネルの理解をめぐる、ヴァイルレルとラヴィツキーの視点の根本的相違を解明する。すなわち、ヴァイルレルは人間に由来する政治的営みは不要であると解釈しなおし、宗教に基づく政治を拒否し、一方ラヴィツキーは、政治への関与と権力の保持は本来あるべき宗教と信仰を損なうにしても、未来に到来する神権政治を待ち望みつつ社会の安定を保証する現実政治の認容に向かうのである。

第五章では、離散し異教世界に生きるユダヤ人にとって、ユダヤ教的神権政治は現実には不可能という、近代以降の世俗主義を代表するスピノザが取り扱われる。ヴァイルレルが古代のユダヤ宗教国家の崩壊を反省して、宗教と政治の分離を強調した思想家としてスピノザを称揚するのに対して、ラヴィツキーはスピノザが宗教の支配力を弱めつつも、有神論を装って民衆の宗教性に寄り添い、宗教を国家の幸福へと方向づけようとした点に関心を向ける。

第六章では、生涯にわたってイスラーム統治下に過ごしたマイモニデスが宗教的理想国家を望み見た点を両者共に認めつつも、ヴァイルレルはトーラー固有の領域を「魂の安楽」に求め、ユダ

ヤ教の伝統と国民国家の本質的矛盾を主張し、ラヴィツキーは、トーラーには生存を可能にする政治的側面も含まれることを強調する。

終章は、現代イスラエルにおける国家理解をめぐる議論を「神の支配とは何か」に焦点を置いて再度整序し、古代以来の営為との対話の中でこれを問おうとするユダヤ思想の特徴を見いだす。

本論文は、今日の西欧的世界においては現実政治と結びつけ難い神権政治概念を支点として、現代イスラエルにおける宗教と政治をめぐる議論の知的多様性と古典への反復的回帰を浮き彫りにした貴重な労作である。よって、本論文は、博士（神学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2014年7月8日

論文題目： 現代ユダヤ思想における神権政治をめぐる論争
— ブーバー、ヴァイレル、ラヴィツキーの理解を中心に —

学位申請者： 平岡 光太郎

審査委員：

主査： 神学研究科 教授 水谷 誠

副査： 神学研究科 教授 越後屋 朗

副査： 明治学院大学准教授 高木 久夫

要 旨：

平岡光太郎氏は、2008年3月に同志社大学大学院神学研究科博士課程の前期課程を修了し、同年4月に後期課程に入学して研究指導を受け、所定の要件を満たし、このたび学位論文を提出した。2014年7月8日(火)15時より2時間、神学研究科委員会は総合試験を実施し、平岡氏から現代イスラエルの政治思想、ならびに関連領域について十分な素養を有することを確認した。本論文で駆使された文献類を見ても明らかなように、ヘブライ語、英語、さらにドイツ語の高度な能力を有している。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 現代ユダヤ思想における神権政治をめぐる論争—ブーバー、ヴァイレル、ラヴィツキーの理解を中心に—
氏名： 平岡 光太郎

要旨：

本論文は、紀元 70 年に国を失って以来、現代に至るまで、国土と一体型の統治機構を持たなかったユダヤ人が、1948 年のイスラエル国家設立を経て、宗教と政治、宗教と国家の関係をめぐる問題に、いかに思想的に取り組んできたのかに光をあてる試みである。現代イスラエル社会においては、この関係をめぐる問題について常に議論がなされており、本論文は、思想家、研究者による神権政治に関する主要な「論争」を考察し、これによって、現代ユダヤ思想の状況の一端、なかんずく現代イスラエルにおける宗教と政治の対立軸とその状況を明らかにすることを目的とする。この考察の対象となる神権政治をめぐる論争は、聖書解釈、中世ユダヤ思想解釈、現代ユダヤ思想の文脈に置かれるため、主として政治・社会思想および哲学についての歴史的研究の手法によってこれらを分析することになる。

具体的には、キリスト教プロテスタントの批判的聖書学者ユリウス・ヴェルハウゼン (Julius Wellhausen, 1844–1918) による古代イスラエルの神権政治理解に反論したマルティン・ブーバー (Martin Buber, 1878–1965) の 1932 年の著作『神の王権』とそれをめぐる論考、また 1976 年に、イスラエル国内において宗教と政治の関係をめぐる論争を引き起こした、ゲルシオン・ヴァイレル (Gershon Weiler, 1926–1994) の『ユダヤ神権政治』と、彼の主張に反論した、アヴィエゼル・ラヴィツキー (Aviezer Ravitzky, 1945–) の『ユダヤ思想における宗教と国家—統一、分離、衝突、従属のモデル—』(1998 年)、『ハラハー国家は可能か?—ユダヤ神権政治のパラドックス』(2004 年) を主要な考察対象とする。3 人は、それぞれ異なる思想的立場を取りつつも、現代ユダヤ思想においてオピニオン・リーダー的役割を果たしている。これらの論争は狭義のアカデミアを超え、宗教的、政治的にイスラエル社会の現実へ影響を及ぼしており、本論文で彼らの議論を考察する理由もそこにある。

ブーバーの神権政治理論の主要な特徴を挙げるならば、それを神による直接的な統治と理解する点にある。そもそもブーバーの主張は、のちに近代の聖書研究において中心的な潮流となる歴史批評学的な文献批判を展開したヴェルハウゼンの『イスラエル史序論』における神権政治理解への反論である。つまり、ヴェルハウゼンが旧約聖書を構成する諸資料の批判をとおして、古代イスラエルには神権政治は存在せず、バビロニア捕囚の後にのみ、祭司たちが主導権を握る神権政治が生じた、と主張したことに対する反論なのである。ヴェルハウゼンがテキストの成立年代を下げ、古代イスラエルに成立した思想と認めなかった士師記の以下の箇所を、ブーバーは古代イスラエルに位置づけ、神自身がこの世を統治するという直接的な神権政治への意志の表れとして理解する。

現代ユダヤ思想研究では、このブーバーの理解に注目が集まり、ゼエブ・ハーヴィー (Zev Harvey, 1943–) は現代ユダヤ思想の重要な課題として取り上げ、現代的な要求として神権政治を主張した唯一の人物とブーバーを評価した。その一方で、その思想的な脆弱性、つまり王が神であるとした際に

人間の神格化の問題を含む危険が、モシェ・ハルバートル (Moshe Halbartal, 1958-) によって指摘された。

次に、ゲルシオン・ヴァイレルとアヴィエゼル・ラヴィツキーが論じる神権政治思想を軸に、イツハク・アバルヴァネル (Isaac ben Judah Abravanel, 1437-1508)、バルーフ・デ・スピノザ (Baruch de Spinoza, 1632-1677)、マイモニデス (Maimonides, 1135-1204) 受容を扱った。ヴァイレルとラヴィツキーはともに、神による直接的な統治という意味で神権政治を理解しつつ、それぞれ異なるイメージでアバルヴァネル、スピノザ、マイモニデスを描き出す。

ヴァイレルによれば、アバルヴァネルはユダヤ教が政治に関与することを一切認めない、極端な思想家であった。これに対しラヴィツキーの描くアバルヴァネルは、こうした極端な側面を持ちつつも、同時に現実的な問題に対する妥協も厭わない。神による直接的な統治という神権政治理解から、ユダヤ教の信仰者が現実世界の政治という文脈において完全に受動的になることのみをアバルヴァネルが教える、とヴァイレルは主張する。これに対し、ラヴィツキーによれば、終末における神による直接の統治、つまり、神権政治の到来を待ち望みつつ、妥協的ではあっても悪を最小限にとどめながらユダヤ教の信仰者として政治にも関与することをアバルヴァネルは教える。現実的的政治問題に対するユダヤ人の姿勢の在るべき姿をめぐり、ヴァイレルとラヴィツキーのアバルヴァネル像は異なる。しかし、重要な共通点として、両者共に、アバルヴァネルが地上の政治的権威を絶対化するために神権政治概念を用いることに与しなかったと、考えている点を指摘できる。

ヴァイレルとラヴィツキーのスピノザ受容の在り様は大きく異なる。ヴァイレルによると、スピノザはユダヤ人国家を主張した最初の世俗的ユダヤ人として称揚すべき人物であるのに対し、ラヴィツキーは『神学・政治論』におけるユダヤ国家再建の可能性の主張を皮肉と受け取り、スピノザの主張をユダヤ思想への補遺として位置付ける。ヴァイレルとラヴィツキーはともに、スピノザの神権政治理解の内に、宗教と政治の連続性を強調する性格を捉える。両者は、スピノザが神権政治に有効性を認めないという点で一致する。

アバルヴァネルとスピノザに議論の枠組みを提供したマイモニデスも、ヴァイレルとラヴィツキーのあいだでは異なる様相をもって現れる。ヴァイレルによれば、マイモニデスはユダヤ的伝統と国家が全く相容れないことだけを主張している。これに対し、ラヴィツキーは、マイモニデスが様々な政治モデルを提供したことを主張する。ヴァイレルは大枠においてユダヤ教の伝統と国民国家がまったく相容れないとの理解を読者に伝えるため、彼のマイモニデス理解はこの枠組みに適合するマイモニデスのテキストを、より強調する。この強調自体は、当時、「国法」としては機能しえなかったユダヤ法の重要性を魂の安楽の領域に限ることによって担保しつつ、ユダヤ法に基づかない他の民の政治秩序を肯定するという、中世に生きたユダヤ人の現実を的確に突いたものである。これに対しラヴィツキーは、マイモニデスの伝統的で理想主義的な側面、言いかえると、トーラーを基準とした政治と宗教の統一モデルや、政治的救済者であり、精神的な贖い主でもある王というモデルを読者に提示する。現実に向かった際のマイモニデスと理想に向かった際のマイモニデスの両面に留意する、思想的に適切なマイモニデス理解と言えよう。

論点の重なりにもかかわらずヴァイレルがブーバーの『神の王権』を引用しない理由について、推察を提示する。それは、ヴァイレルの意図的な無視、つまり、ブーバーの『神の王権』との見解の相違のため、あえて言及をしなかったという理解である。神権政治の問題において、ヴァイレルは世俗主義的な立場からハラハーの拒否を主張するのに対し、ブーバーはこの問題を神による直接統治を願

望する宗教的な立場から取り扱い、ハラハーを主題として取り上げなかった。ブーバーとヴァイレルは両者ともに神権政治をユダヤ法規による支配と捉えないという共通の立場にあるものの、二人の根本的な立場の違いが、人間社会における神権政治の具体化の可能性、という点に現れる。神の霊が人間に宿ることによる直接の神権政治の実現という理解をヴァイレルが忌諱したため、ブーバーの『神の王権』に、ヴァイレルは言及しなかったと思われる。また神権政治の現実化という点において、ブーバーの視点はラヴィツキーとも衝突する。なぜなら、ラヴィツキーは神権政治を贖いの時代の到来と位置づけるからである。この神権政治を軸とする論争を、宗教派（ブーバー、ハーヴィー、ハルバータル、ラヴィツキー）と世俗派（ヴァイレル）という二項対立の枠組みによって理解することはできない。神権政治論争においては、特に、神権政治の具体化という問題に関心を払う必要があり、この問題を基点として見るならば、具体化を可能とするブーバーとハーヴィー、具体化を不可能ないし否定するハルバータル、ヴァイレル、ラヴィツキーに分けて理解できる。

本論で扱った神権政治をめぐる議論は、現代ユダヤ思想における宗教と政治の関係をめぐる膨大な議論のうちの一部である。しかし、神の支配という観念を突き詰めるこの議論は、古代に書かれた聖書にはじまり、中世や近代の思想的営為も踏まえて、時代を超えて深く論究するというユダヤ思想の特質の好個の事例と思われる。省察すべきは、古代の宗教的な「神権政治」概念が、なぜ近・現代における議論の核心部分を担うのか、という問いである。人間の支配を大前提とするギリシア哲学が提供する君主政治、寡頭政治、民主政治といったモデルは、神の統治を基底に置くユダヤ思想の受け皿となり得ず、このゆえに、神権政治という議論が宗教と政治をめぐる問題の核心部分となり得たと捉えるべきだろう。